平成２８年（フ）第１８９７号
福岡市西区今宿東１丁目16番６―407号（申立時の住所　福岡市博多区千代４丁目４番14―603号）
債務者　高田　　恵（旧姓鍋島）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碇　　啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２００１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒305番地３　ルートピア篠栗202号
債務者　宮岡　重治
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４９１号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西２丁目64番地　サンビレッジ紅葉ケ丘102号
債務者　岡田　貴人
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳川　　泉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７８号
福岡県福津市若木台１丁目７番地の７
債務者　木下　洋介
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八谷　戦太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０２号
福岡市博多区昭南町１丁目３番18―203号
債務者　佐野　正臣
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴　　利絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１９号
福岡県古賀市天神７丁目３番14号　ファイブスターズ天神202号
債務者　岩永　大輔（旧姓川渕）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　讃岐　真嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３９３号
大阪府和泉市光明台３丁目１番17―505号
債務者　和田　年員
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４５号
福岡市東区和白２丁目７番14号
債務者　山川　達雄
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大串　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１４号
福岡県春日市春日７丁目１番地、前住所福岡県春日市天神山１丁目36番地　ゆきハイツＢ―101号
債務者　古屋康二郎
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４２号
福岡県古賀市中央５丁目８番33号　シャルマン古賀Ｃ―１号
債務者　澁谷　政人
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古瀬　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３１号
函館市美原５丁目９番11号
債務者　大橋　里美
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４３号
北九州市八幡西区永犬丸西町４丁目18番５号
債務者　姫田　法文
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４４号
福岡県遠賀郡岡垣町大字海老津1029番地17
債務者　宮田ルミコ
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２号
神奈川県座間市入谷４丁目1877番地の６　ＭＩＭＯＺＡ―ＫＡＮ101号
債務者　松田祐美子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１３号
相模原市中央区田名1892番地１　エナリハイツ202
債務者　座間　陵一
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５０号
北九州市小倉南区大字堀越367番地２
債務者　竹内　宏次
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５０８号
熊本市東区尾ノ上３丁目２番21号
債務者　田上　香織
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係